

**令和8年度「農林水産業デジタルマーケティング総合支援事業」
業務に係るプロポーザル公募要領**

1 業務の名称

令和8年度「農林水産業デジタルマーケティング総合支援事業」業務

2 趣旨

和歌山県内農林漁業者等のECにおける販路開拓及び販路拡大に関する課題を解決するとともに、デジタルマーケティング（サイト構築、SEO対策、SMO対策、LPO対策、ネット広告戦略、アクセス解析等）に係る総合的なサポート体制を構築することで、事業者のECを通じた販売力・ブランド力向上を図るため、委託事業者をプロポーザル方式で選定する。

3 業務の内容

別添「仕様書」のとおり

4 委託上限額

金3,850,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

5 委託契約期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

6 委託事業者の選定

(1) 選定方法

上記業務に係る企画提案書の提出とプレゼンテーションによるプロポーザル方式により、県が別に定める「和歌山県農林水産部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」委員（以下、選定委員）により構成された会議（以下、審査会）にて契約候補者を選定する。

(2) 参加の資格要件

参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

オ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

カ 国税及び県税の滞納がない者であること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと
ク 県の要請に応じて、速やかに対応することが可能であり、関係事業者と緊密に連絡調整をとれる体制を整えている者であること。

7 手続き等に関する事項

(1) スケジュール

- | | |
|------------------|-------------------|
| ・公募開始 | 令和8年3月23日(月) |
| ・公募要領等に関する質問受付締切 | 令和8年4月2日(木)まで |
| ・質問への回答期日 | 令和8年4月9日(木)まで |
| ・企画提案書受付締切 | 令和8年4月24日(金)まで |
| ・審査会 | 令和8年5月15日(金)(予定) |
| ・審査結果の通知 | 審査会開催日の翌日以降速やかに行う |

(2) 公募要領等に関する質問書の受付及び回答

ア 質問書受付期間

令和8年4月2日(木)17時まで

イ 質問書提出方法

質問事項がある場合は、公募要領等に関する質問書(別紙様式1)を電子メールまたはFAXにより「9 問い合わせ先及び各種書類の提出先」宛てに提出する。

なお、下記に係る質問については受け付けない。

- ・電話や来訪による口頭での質問
- ・提案書の具体的な記載方法、記載内容及び審査基準についての質問

※電子メールで提出する場合は、タイトル(件名)を「農林水産業デジタルマーケティング総合支援事業業務質問」とすること。

ウ 質問回答

質問者に対し電子メールまたはFAXにより令和8年4月9日(木)17時までに回答するほか、必要に応じて県食品流通課ホームページ上に回答を掲載する。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案申請書(別紙様式2)

(イ) 企画提案書

(様式任意。ただし用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。)

別紙「仕様書」を確認の上、次の項目が分かる資料も企画提案書に盛り込むこと。

- ・業務運営体制や業務運営スケジュール
- ・業務運営対応者の実務経歴(コンサルティング業務実績など)
- ・類似事業に関する実施実績
- ・事業展開時における連絡調整の手法
- ・支援対象者数及び支援希望者多数の場合における効果的かつ公正な選定方法
- ・県内農林漁業者等が有する課題提案及び課題解決のための提供サービス

(ウ) 見積書(様式任意)

見積額は消費税及び地方消費税を含む額とし、「4 委託上限額」を超えないこと。また、宛先は「和歌山県知事」とすること。

(エ) 提案者の概要が分かるもの(会社案内等)

- (オ) 誓約書（別紙様式3）
- ※
- (カ) 定款（又は寄付行為）の写し
- (キ) 法人登記事項証明書
- (ク) 印鑑登録証明書
- (ケ) 直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに類する書類
- (コ) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの）
- (サ) 和歌山県税に未納がない旨の証明書（和歌山県内に本店又は支店を有する者に限る）（提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの）

※和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者は、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを添付することで、上記「(カ)～(サ)」の書類を省略することができる。

イ 提出部数

- (ア)～(エ)：6部（正本1部、副本5部）
- (オ)～(サ)：1部（正本に添付）

ウ 提出期限等

- ・提出期限：令和8年4月24日（金）17時（必着）
 - ・提出先：「9 問い合わせ先及び各種書類の提出先」宛て
 - ・提出方法：印刷したものを直接持参、又は郵送すること
 - ・直接持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く平日の9時から17時までとし、郵送の場合は、書留必着とする。
- ※電子メールやFAXでの提出は受理しない。

エ 留意事項

- (ア) 前記ア（イ）「企画提案書」の内容については、契約候補者を選定するためのものであり、提案書どおりに実施するものではなく、県との協議により、実施内容を決定する。
- (イ) 前記ア（ウ）「見積書」内の経費等の金額については、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。
- (ウ) 審査会において、企画提案書等を使用してプレゼンテーションを実施すること。

(4) 企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・公募要領に違反すると認められる場合
- ・その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 複数提案の禁止

提案は1種類のみとし、複数の企画提案書の提出はできないものとする。

エ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

オ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

カ その他

提案者は企画提案書の提出をもって公募要領等の記載内容に同意したものとする。提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

8 審査に係る事項

(1) 審査方法

審査は、審査会にて行う。

なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査、採点し、審議のうえ契約候補者を選定する。

(2) 審査会

ア 開催日時

令和8年5月15日（金）（予定）

（時間については提案者に別途通知する。）

イ 開催方法

「審査会場での対面形式」または「Web会議形式」のいずれかを提案者が選択できるものとする。

<「審査会場での対面形式」の場合>

（開催場所）

和歌山県庁東別館 6階 東6-A会議室

（和歌山市小松原通一丁目1番地）

<「Web会議形式」の場合>

「Microsoft Teams」を使用予定

ウ 企画提案の所要時間

各提案者35分程度（プレゼンテーション20分・質疑15分）とする。

エ 注意事項

- ・プレゼンテーションの順番は原則として企画提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者当たり3名までとする。
- ・提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはしない。

(3) 審査項目及び審査内容

ア 提案のあった事業内容について、下記審査項目に基づき審査、採点し、最高評価点を得た提案者を契約候補者として選定する。なお、最高得点の者が複数の場合は、選定委員による多数決により決定する。

イ 提案者が1者の場合においても、審査会における評価の結果、各選定委員の評価点の合計が満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者に選定する。

ウ 審査結果は、選定後、速やかに参加者に書面で通知する。

エ 審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

【審査項目・配点】

○業務の実施内容（60点）

- ・本業務に関する理解度が高く、提案内容の着眼点、企画・提案力が優れているか
- ・事業説明会を含めたEC基礎講座やキックオフセミナーの提案内容は効果的なものか
- ・県内農林漁業者等が有するEC運営上の課題抽出・選定方法は効果的であるか
- ・課題解決のために提供されるサービスは県内農林漁業者等にとって有効か
- ・効果的かつ公正な対象者選定など業務目的達成のために有効な提案がなされているか

○業務の実施体制・スケジュール（20点）

- ・業務運営体制は県や関係事業者等と円滑な連絡調整が可能な体制となっているか
- ・業務運営スケジュールは迅速かつ効果的な内容となっているか

○業務履行の確実性（10点）

- ・業務を確実に履行できる技術・実績等が十分に備わっているか

○費用（10点）

- ・支援予定事業者数など予算内で最大限の効果を引き出すことができる提案内容か 等

(4) 審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、審査会の翌日以降に和歌山県食品流通課のホームページにて次の内容を公表する。

ア 契約候補者の名称及び評価点

イ 次点以下の参加者の評価点（提案者名は併記しない）

(5) 契約の締結

ア 契約候補者と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、契約候補者と県との協議により最終的に決定する。

イ 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

ウ 委託先として選定した事業者については食品流通課のホームページで公表する。

9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

和歌山県農林水産部農林水産政策局 食品流通課 生産者支援班 森本、上山
(〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 県庁東別館5階)

TEL : 073-441-2813 FAX : 073-432-4161

E-mail : morimoto_t0019@pref.wakayama.lg.jp